

---

## 第1章 計画の基本的事項

---

今日わたしたちは、20世紀とりわけ戦後の科学技術の発達と経済成長の恩恵を受け、便利で物質的に豊かな生活を享受してきました。その反面、自動車交通量の増大に伴う大気汚染や大量の廃棄物、石炭、石油など化石燃料の大量消費による地球温暖化問題など、人間活動が活発になるにつれて環境に様々な問題が生じ、わたしたちの将来が危ぶまれています。

国では、こうした状況を踏まえ、平成5年11月に「環境基本法」を制定し、これを受け、平成6年12月に環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しました。平成24年4月には、「第4次環境基本計画」が閣議決定されています。

本市では、「青梅市環境基本条例」にもとづき、平成17年3月に「青梅市環境基本計画」を策定し、『美しい自然のふるさと青梅～未来から現在を考える～』を望ましい環境像として、5つの環境テーマ（緑、水、大気、ごみと資源、くらし）に沿った環境施策を展開してきました。

しかし、「青梅市環境基本計画」の策定から10年が経過し、環境を取り巻く情勢も変化しており、地球温暖化、エネルギー、廃棄物、生物多様性などの環境問題が改めて注目されることとなりました。

特に、平成23年3月の東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所事故は、電力供給システムのぜい弱さを露呈させ、現在の社会システムのあり方に多くの課題を突きつけることとなり、環境やエネルギーに対する考え方だけでなく、持続的発展が可能な社会の構築のために、わたしたちのライフスタイルの転換や社会経済構造の見直しを含め、あらゆる角度における対応が求められています。

このような中、将来においても青梅市が住み良い環境を形成していくためには、市民・市民団体・事業者・滞在者・市の各主体が協働して、本市の環境特性を生かした、環境に調和したまちづくりを進めていく必要があります。

今回の計画の見直しに当たっては、本市の今後の新たな10年間を見据えた環境に関わる諸政策を総合的かつ計画的に推進していけるように、各主体の環境への関わり方を示した計画として策定しました。

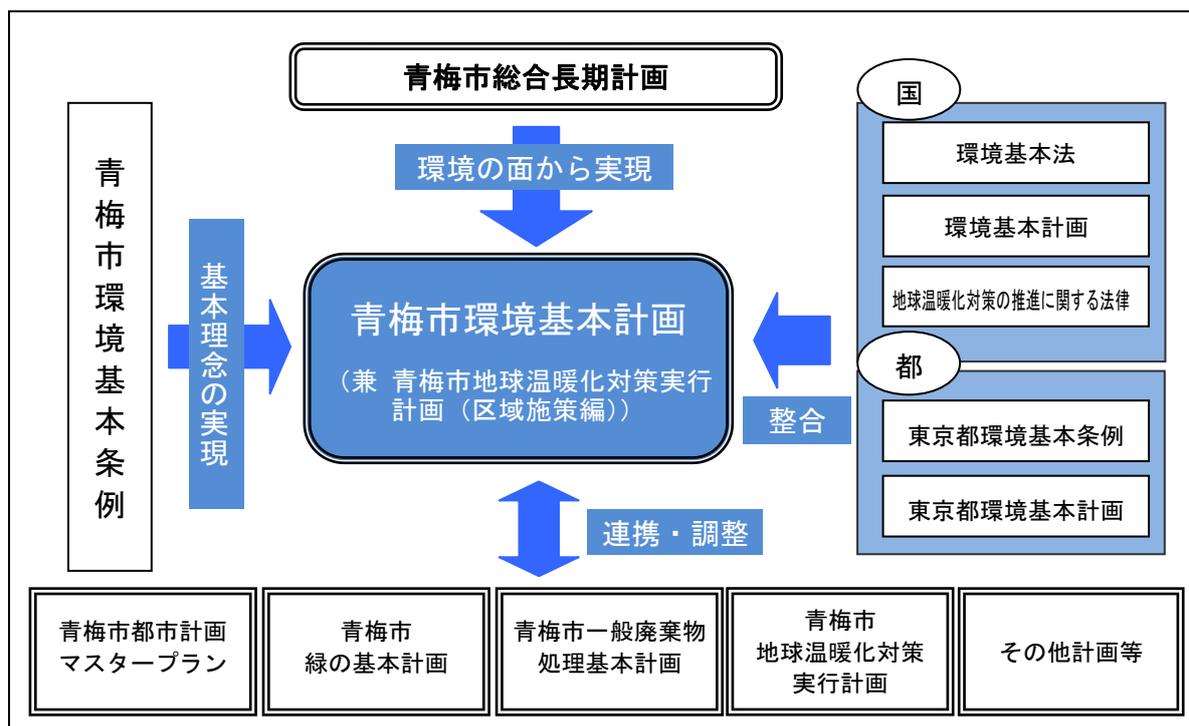
## 2 計画の位置づけ

本計画は、青梅市環境基本条例第8条にもとづき、青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置づけられるもので、市が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全および創出に関する基本的方向を示すとともに、環境面においては、最上位の具体的な計画として位置づけられます。

また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定にもとづき、「青梅市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけられます。

本計画の策定においては、上位計画となる国・都の環境基本計画を踏まえるとともに、本市における関連計画との連携・調整を図り、環境に関する要素を幅広くとらえ、長期的な展望のもとに青梅市の望ましい環境像を示し、その実現に向け個別的な施策の実施とともに、横断的かつ効果的な施策の展開を図ります。

### ● 青梅市環境基本計画の位置づけ



### 3 計画の範囲

本計画は、生活環境の保全、自然環境の保全、ごみ削減・資源化、エネルギー、生物多様性、温暖化対策等の地球規模の環境問題に対応した地域社会からの行動、およびそれらを推進していくための仕組みづくり（情報提供、連携、教育など）を対象とします。

### 4 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、本市全域とします。

### 5 計画の期間

平成 27 年度（2015 年）を初年度として、平成 36 年度（2024年）までの 10 年間で計画の期間とします。また、社会情勢の変化や新たな環境問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

